別添２

国自整第４３８号の２
国自環第２６８号の２
平成２８年３月３１日

公益社団法人　日本バス協会会長　殿

国土交通省自動車局整備課長

環境政策課長

「不正改造車を排除する運動」の実施方法等について

標記運動の実施については、「「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて」（平成２８年３月３１日付け国自整第４３７号・国自環第２６７号）によりご協力を依頼したところでありますが、本運動の実施に当たり、下記事項に留意され本運動を推進されるようお願いします。

記

１．自動車整備事業者等に対する指導に際しては、別添１の「「不正改造車を排除する運動」実施細目」に定める事項に配慮方願います。

２．本運動への協力

本運動の趣旨、実施事項等を踏まえ、運輸支局等から依頼があった場合、街頭検査等の実施に協力をお願いします。

３．各種ツールについて

本年度の運動に使用する各種ツールについては、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が、各関係団体からの依頼を取りまとめて次のものを作成し、配布することとしているので、地方組織、事業者等においては、これらを活用するよう指導をお願いします。

・ポスター
・チラシ

平302
28.4.6

４．実施結果の報告について

本運動の強化月間における実施結果については、貴会が実施した以下の事項について、別添４によりとりまとめのうえ、不正改造防止推進協議会事務局（一般社団法人日本自動車整備振興会連合会）に平成２８年７月１５日（金）までに報告をお願いします。

①　会員・事業者に対する指導
②　一般への広報
③　独自に実施した事項
④　その他

（別添1）

「不正改造車を排除する運動」実施細目

平成28年３月
国土交通省自動車局

Ⅰ．年間を通じて実施する事項

各機関において実施する事項
※　下表中の自動車検査独立行政法人は、平成28年4月1日より独立行政法人自動車技術総合機構に改称

実施機関	実施事項	実施内容
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局	1）広報活動の推進	①庁舎、地方自治体、関係機関等においてポスターを掲示する。ポスター掲示場所の選定にあたっては、広く自動車使用者に広報可能な場所に掲示するよう、強化月間等の機会を捉えて依頼すること。 ②自動車運転教習所の教習生、自動車整備士養成施設の生徒等に対して、ポスターの掲示等により不正改造防止について周知を行うよう関係機関等に協力を要請する。 ③不正改造の事例及び自動車部品・用品の適切な取付方法等に関するホームページを開設する。また、出前講座を行う旨掲載する。 ④街頭検査等の機会を利用し、どのようなものが不正改造となるかを理解してもらうとともに、自動車部品・用品の適切な取付方法等について周知に努める。特に、平成28年4月に施行する改正マフラー基準の概要について、チラシ等の広報ツールを配付する等により周知する。 ⑤特別街頭検査（深夜街頭検査等）を実施した場合、検査結果について積極的にプレスリリースを行うように努める。
	2）協議会、関係事業者等に対する指導・協力要請	不正改造防止推進協議会（以下「協議会」という。）に対して会議の開催等により、本運動の目的並びに実施要領及び実施事項の周知・徹底を図る。 また、関係事業者に対して、本運動の趣旨に基づき

	適切な指導を行う。
3）協議会に属していない事業者等に対する指導等	①砕石、砂利、生コンクリート関係の事業者及び各種食品や木材等の輸送等に係る事業者に対し、不正改造車の使用排除の協力要請を行う。 ②架装事業者等に対して、不正改造に加担することのないよう協力要請、指導の強化を図る。 ③インターネット通販等に対して、基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱わないよう協力要請、指導の強化を図る。
4）関係機関に対する協力要請	①過積載防止対策連絡会議等を通じ、関係機関の協力を得て、不正改造車の排除の徹底を図る。 ②地方公共団体等に対し、公共工事等を発注する際に、工事請負者へ不正改造車を使用しないよう徹底することを協力要請する。
5）研修等の実施	自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修、運行管理者の一般講習、事業場管理責任者研修等の機会を利用し、本運動の目的、実施事項、自動車を改造する場合の関係規定及び不正改造の具体的事例について周知する。
6）出前講座等の実施	自動車整備士養成施設等に対し、出前講座等を実施できるよう連携することについて、積極的に働きかけるとともに、当該施設等から要望があった場合には、出前講座等を開催して、生徒等を対象に不正改造の具体的事例紹介、積極的な排除の呼びかけを行う。
7）不正改造車及び黒煙に関する情報の収集等	①各地方運輸局、沖縄総合事務局及び運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）（以下「地方運輸局及び運輸支局等」という。）に、不正改造車及び黒煙に関する情報・相談（以下「情報等」という。）を受ける迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口（以下「不正改造車・黒煙110番」という。）を設置するとともに、情報等を寄せてもらうよう自動車使用者、関係事業者等に広く呼びかける。 ②不正改造車・黒煙110番、街頭検査等により不正改造車に関する詳細な情報等を収集するよう努める。 ③不正改造車・黒煙110番に別紙１－１及び１－２の通

		報連絡書を備え置くことに加え、国土交通省ＨＰに通報連絡書を掲載する。住民から不正改造車や著しく黒い黒煙を排出している自動車を発見した旨の情報をメール・ＦＡＸ等で収集する。 ④出張及び監査の移動等の機会を捉え、職員による積極的な情報収集を行う。 ⑤協議会又は協議会の地方組織と密接な連携を図り、情報収集に努める。 ⑥ポスター等の広報資料及び国土交通省ＨＰに、収集した情報のうち警告ハガキを送付できる割合を向上することができるよう、必要な情報をわかりやすく掲載する。
	８）自動車使用者等に対する指導	不正改造車・黒煙110番及び国土交通省ホットラインステーション（ＨＬＳ）に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の自動車使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。特に、基準不適合マフラーに係る情報等が寄せられた場合には、別途示す取扱いに基づき、返信ハガキ及び平成28年4月施行の改正マフラー基準の概要を示したチラシを封書にて送付するものとする。 また、黒煙に関して通報があった自動車使用者に対し、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行う。（ハガキの様式は別紙２参照、なお黒煙に関して通報があった自動車に送付するハガキは、ディーゼルクリーンキャンペーンで用いた様式でも差し支えない。）
	９）街頭検査・指導の実施	①実施にあたっては、次の事項に重点を置いて検査・指導を行うこと。なお、実施にあたり留意すべき事項が別途指示されている場合には、その指示によって実施するものとする。 ・視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付・前面ガラスへの装飾板の装着 ・直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し ・灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し ・タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのは

		み出し ・騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着なお、「車両下部画像確認システム」が配備されている検査法人事務所がおかれている運輸支局等においては、検査法人と連携し、積極的に当該機器を活用して排気管及びマフラーの不正改造排除を行うものとする。 ※マフラーを交換している自動車（測定の際、安全性の確保が困難な自動車を除く。）に対しては、近接排気騒音の測定を行うとともに、加速走行騒音規制対象車両については、基準適合マフラーであることを可能な限り確認し、マフラー性能等確認済表示等により適合性の確認が出来ない場合には、注意喚起文を交付する等、適切な指導を行う。（注意喚起文の様式は別紙３参照） ・土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付けやリアバンパー（突入防止装置）の切断・取外し ※不正な二次架装についても注意すること。 ・基準外のウイング（エア･スポイラ）の取付け・ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し ※ディーゼル自動車に対しては、黒煙測定を行い、基準値を超える自動車については燃料噴射ポンプの封印の状態を確認すること。 ・不正軽油燃料の使用の有無 ②不正軽油の使用防止を周知する。 ③特種用途自動車の構造要件を確認し、当該自動車に必要な特種な設備の取外し等が見受けられる場合等、自動車検査証の記載事項に変更があることが確認された時には、警告書を交付する等適切な指導を行う。（警告書の様式は別紙４－１及び４－２参照） ④警察等関係機関の協力を得ながら、街頭検査の効果が一層上がるよう（特に二輪車）、日時、場所等を考慮したうえで実施する。 ⑤二輪車のマフラー-及び大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造排除にあたっては、警察当局との密接な協力・連携を図る。なお、「大型マルチテスタ」が配備されている検査法人事務所が置かれている運輸支局等においては、検査法人と連携し、積極的に当

		該機器を活用して速度抑制装置の不正改造排除を行うものとする。 ⑥不正改造車を発見した場合、その施工者等に係る情報を収集するとともに、追跡調査（自動車使用者からの聞き取り、検査時の帳票の利用等）に努める。 ⑦整備命令書を交付した車両の使用者については、適切な整備が行われるよう適宜必要な指導等を行うとともに、整備命令に従わない場合には、警察当局への告発等を含む厳正な対処を行うよう努める。 ⑧原動機付自転車も対象とし、街頭検査の実施方法等について事前に各都道府県警察本部及び関係機関等と十分調整したうえ、検査実施の結果、保安基準に不適合な箇所が確認された場合には、その使用者に警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。（警告書の様式は別紙５参照）
	10）構内検査・指導の実施	申請や変更登録等のために運輸支局及び自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局運輸事務所を含む。）（以下「運輸支局等」という。）に来所した車両に対する検査を行い、不正改造を行っていた場合には整備命令書を交付する。
	11）不正改造施工者に対する立入検査	不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報等、警告ハガキの報告等を勘案し、当該不正改造車の施工者等関係者に対して立入検査を行う。
	12）改造車の展示等のイベントに対する調査等	不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報、マスメディアによる報道等を基に、改造車の展示等のイベントに対する調査、指導を行う。
自動車検査独立行政法	1）本運動への協力（広報活動の推進）	庁舎等へのポスターの掲示により、不正改造防止について周知を図る。
	2）本運動への協力（不正改造車及び迷惑黒煙の情報収集）	①法人ホームページにおいて、国の通報窓口を案内し、国による情報収集に協力することとする。 ②不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供する。 ③新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに運輸支局等に当該車両の情報を提供する。

人		
	3）本運動への協力（街頭検査･構内検査･不正改造施工者に対する立入調査･改造車の展示等のイベントに対する調査）	本運動の目的、実施事項等を踏まえ、運輸支局等と連携を図りつつ街頭検査及び構内検査等の実施に協力する。 「車両下部画像確認システム」が配備されている検査法人事務所においては、運輸支局等と連携し、積極的に当該機器を活用して排気管及びマフラーの不正改造排除を行う。 また、「大型マルチテスタ」が配備されている検査法人事務所においては、運輸支局等と連携し、積極的に当該機器を活用して速度抑制装置の不正改造排除を行う。 さらに、運輸支局等が実施する不正改造車の施工者等に対する立入検査に協力するとともに、改造車の展示等のイベントに対する調査を運輸支局等と連携して実施する。
軽自動車検査協会	1）本運動への協力（広報活動の推進）	庁舎等へのポスターの掲示により、不正改造防止について周知を図る。
	2）本運動への協力（不正改造車及び迷惑黒煙の情報収集）	①不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供する。 ②新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに運輸支局等に当該車両の情報を提供する。
	3）本運動への協力（街頭検査等）	本運動の目的、実施事項等を踏まえ、街頭検査等の実施に協力する。
協議会構成団体共通	1）広報活動の推進	事務所等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。 また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。
	2）本運動への協力（ポスターの掲示及び出前講座等）	本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携の呼びかけがあった場合、ポスターの掲示及び出前講座等の実施に協力する。
	3）傘下会員・事業者に対する指導等	①本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について、会報、ホームページ等に掲載するなど会

	（不正改造車及び迷惑黒煙の情報収集）	員・事業者等への周知を可能な範囲で図る。 ②不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報等（不正改造車施工者の情報を含む）の受付体制を充実するとともに傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。 また、情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等への情報等の提供を積極的に行う。
	４）本運動への協力（街頭検査等）	本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携の呼びかけがあった場合、街頭検査等の実施に協力する。

Ⅱ．強化月間において特に実施する事項

強化月間においては、前述の取組の重点的な実施に加え、特に次の事項を実施する。

１．各機関において実施する事項

※　下表中の自動車検査独立行政法人は、平成28年4月1日より独立行政法人自動車技術総合機構に改称

実施機関	実施事項	実施内容
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務	１）広報活動の推進	①マスメディアを活用した広報を積極的に行うよう努める。（例：本省における政府広報等、原稿については、別紙６参照） ②Ｊリーグ・プロ野球の競技場等の電光掲示板、道路電光掲示板等による広報の働きかけを実施する。 ③職員による啓発ワッペンの着用を実施するとともに、不正改造車・黒煙110番を積極的に周知する。 ④街頭検査、アンケート等の機会を利用し、チラシを配布するなどして、どのようなものが不正改造となるのかを理解してもらうとともに、自動車部品・用品の適切な取付方法等について周知に努める。 特に、平成28年4月に施行する改正マフラー基準の概要について周知する。 ⑤不正改造の防止に関する会議等の開催、点検教室、出前講座の実施等による啓発活動を実施する。特に認知度の低い不正改造について理解を求める。

局		⑥乗合旅客自動車運送事業者の協力を得ながら、バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、不正改造車排除運動の周知を図る。
	2）アンケートの実施	協議会等の協力を得ながら、窓口やイベント等において、自動車使用者・点検整備関係者（整備管理者、整備事業者、養成施設関係者等）を対象に、不正改造に対する認識についてアンケート調査を実施する。（アンケート調査実施要領は別紙７参照）
	3）不正改造車及び黒煙に関する情報の収集等	広報活動等により、不正改造車・黒煙110番への情報提供を積極的に呼びかける。
	4）監査、立入検査等の実施	①自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、不正改造車排除に重点を置いた監査を積極的に実施する。 ②自動車運送事業者の監査において、チラシを配布するなどして、不正改造車排除の指導を行う。 ③車体架装事業者、自動車部品・用品販売事業者等を対象に、本運動の目的、実施事項等を踏まえ、立入検査等を実施するとともに、適切な指導を行う。
独自動車検査法人	本運動への協力（広報活動の推進）	①自動車使用者等に対するチラシの配布、職員による啓発ワッペンの着用により、不正改造防止について周知を図る。 ②本運動の実施について関係者への周知を図る。
軽自動車検査協会	本運動への協力（広報活動の推進）	①自動車使用者等に対するチラシの配布、職員による啓発ワッペンの着用により、不正改造防止について周知を図る。 ②本運動の実施について関係者への周知を図る。
協議会構成	1)広報活動の推進	①マスメディアを活用した広報を積極的に行うよう努める。この際、若者向けウェブサイトの活用により主な訴求対象を10代、20代として広報を行うこと。 ②事務所等において自動車使用者等に対し、チラシを配布することにより、不正改造防止について周知を

団体共通		図る。 また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。
	2）本運動への協力（アンケート）	本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携の呼びかけがあった場合、アンケートの実施に協力する。
	3）傘下会員・事業者に対する指導等（本運動への参加）	①本運動の推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者等に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。 ②傘下会員・事業者等が行う本運動の実施事項について指導する。
	4）その他	以下「2」に示す実施事項が適切に実施されるように配慮し、指導する。

2．各事業者が行うべき実施事項

実施機関	実施事項	実施内容
認証・指定整備事業者（日整連等）	1）適正な整備・改造の推進	①日整連が作成する「不正改造防止マニュアル」及び「不正改造車排除マニュアル」等を活用するとともに、担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。 ②保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないよう従業員を指導する。 ③車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを自動車使用者に対して周知する。 ④整備工場に入庫したディーゼル車について、自動車使用者に点検指導を行うとともに、「不正改造車の排除」の観点から、燃料噴射ポンプの封印のチェック等を行う。

	2）従業員に対する指導等	日整連が作成する「不正改造防止マニュアル」及び「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、不正改造の防止に係る整備主任者、自動車検査員等に対する指導を実施する。また、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について併せて周知する。
	3）自主点検の実施	事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況（不正改造の有無)、不正改造防止についての事業場内の管理体制及び不正改造車への対応・措置等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙８「自主点検票」) なお、運動実施責任者は、事業場の代表者又は事業場管理責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。
	4）不正改造車に関する情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。
（車体・電装）、（電子整備）、（整備事業者）、ＪＡＴＭＡ	1）適正な整備・改造の推進	担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。
	2）従業員に対する指導等	①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。 ②保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないよう従業員を指導する。
	3）自主点検の実施	事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況（不正改造の有無)、不正改造防止についての事業場内の管理体制及び不正改造車への対応と措置等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙８「自主点検票」) なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

A等）		
	4）不正改造車に関する情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。
自動車販売事業者（自販連、輸入組合、中販連、全軽自協等）	1）販売車両の適正化等	①担当責任者等を定めて、適正な車両の販売及び登録後の二次架装の防止等の徹底を図る。 ②保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないよう従業員を指導する。 ③各事業者は、販売部門と整備部門との連携を密にする等、社内体制を強化し、適正な車両を販売するよう徹底する。 ④不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。
	2）従業員に対する指導等	従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。
	3）自主点検の実施	事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、車両販売体制及び販売車両等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙８「自主点検票」） なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。
	4）購入者に対する指導	車両の販売時に、購入者に対して不正改造の防止について周知する。
	5）車両の陸送の適正化	販売車両等の陸送にあたっては、適正な車両運搬車を使用するよう徹底する。
	6）不正改造車に関する情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。
車体架	1）架装の受注等の適正化	①担当責任者等を定めて、架装の受注、架装の実施及び納車時の確認等の適正化に努めることで、不正改造防止の徹底を図る。

装事業者（車工会等）		②保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような架装の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないよう従業員を指導する。 ③不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。
	2）従業員に対する指導等	従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。
	3）自主点検の実施	事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、架装の実施体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙８「自主点検票」)　なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。
	4）不正改造車に関する情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。
及陸び送関・係貨団物体自へ動陸車送運協送会事、業自者家・用ダ協ン会プ等カ）	1）当該関係団体における実施事項	荷主団体等に対し、不正改造車（速度抑制装置（スピードリミッター）に係るものを含む。）を使用することのないよう要請する。
	2）運送事業者等における実施事項 ① 適正な車両の運行の徹底	不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行う。
	② 従業員に対する指導	従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。
	③ 自主点検の実施	事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙８「自主点検票」) なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

使用者	④ 不正改造車に関する情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。
自動車部品・用品販売事業者（部工会、小売業協会、JASMA、NAPAC、DP連、JMCA等）、JWM、	1）従業員に対する指導	従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。
	2）自動車部品等の販売時等の対応	①自動車部品・用品等の販売時等において、購入者に対して、不正改造が自動車の安全に支障を及ぼす行為であり、犯罪であること等不正改造の防止についての周知を行う。 ②どのような部品・用品等の取付・取外し等が不正改造となるかを理解して頂けるよう、販売時等の説明に努めるとともに、当該部品を取り付けることにより不正改造となるような場合には販売を行わないよう従業員を指導する。 ③自動車部品・用品の適切な取付方法等について相談窓口を設ける等自動車使用者の適切な部品・用品等の取付に対する認識を高めるよう努める。
	3）自主点検の実施	事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、自動車部品・用品等の取付施工体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙８「自主点検票」） なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。
	4）基準不適合となる自動車部品・用品の取扱いの禁止	事業所において、当該部品・用品の取付によって基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱わない。
	5）不正改造車に関する 情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。
石油販	1）従業員に対する指導	従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。

売事業者（全石商等）	2）自主点検の実施	事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙８「自主点検票」） なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。
	3）不正改造車等に関する情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。
旅客自動車運送事業者（日本バス協会）	1）従業員に対する指導	従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。
	2）適正な車両の運行の徹底	不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な二次架装が行われた車両がある場合には改修を行う。
	3）自主点検の実施	営業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む営業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙８「自主点検票」） なお、運動実施責任者は、整備管理者又は営業所の責任者等従業員を監督する地位を有 する者の中から選任すること。
	4）不正改造車等に関する情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。
	5）バス車両を利用した広報活動	バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、不正改造車排除運動の周知に努める。
全全国国自自動動車車短大期学大校	1）生徒等に対する啓発等	生徒にチラシの配布や運輸支局が行う出前講座へ参加の呼びかけを行う。
	2）従業員等に対する指導	従業員等に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。
	3）自主点検の実施	学校ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む学校内の車両について、定期的な自主点検の

学・整備専門学校協会、		実施に努めること。（参考：別紙８「自主点検票」） なお、運動実施責任者は、事業者等又は学校の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。
	４）不正改造者等に関する情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。
	５）出前講座への協力	運輸支局から出前講座の実施について、連携の働きかけがあった場合には、応じるように努める。
㈠他その関他連協事議業会者団体）	１）従業員に対する指導	従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。
	２）適正な車両の運行の徹底	不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な二次架装が行われた車両がある場合には改修を行う。
	３）自主点検の実施	事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努めること。（参考：別紙８「自主点検票」） なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。
	４）不正改造車等に関する情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

＿＿＿運輸支局　整備担当部門　あて

迷惑改造車の通報連絡書

下記自動車について、不正改造されていたので通報します。

記

１ 確認日時	平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時頃	
２ 確認場所		
３ 登録番号		
４ ナンバーの色	（普通車の場合）① 緑ナンバー　② 白ナンバー （軽自動車の場合）③ 黄色ナンバー　④ 黒ナンバー （該当するものに○印をして下さい。）	
５ 車両の特徴（該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください）	□ 乗用車（セダン、ワゴン等）　□ バス □ トラック　□ バイク （原付（ﾐﾆﾊﾞｲｸ）以外） □ その他 （　　）	
６ 不正改造の内容		
７ 通報者氏名		
８ 通報者住所		
９ 通報者電話番号		
１０ メールアドレス	（メールでの通報の場合）	

注意１： 基本的に、上記通報内容のすべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は通報できません。
なお、車両が特定できない場合等は、通報者の方へご連絡し車両の特徴等を確認させていただく場合もございます。（お預かりしました個人情報は本目的以外に使用しません。）

注意２： 通報先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします（迷惑不正改造車通報連絡先一覧表を参考にしてください）。

＿＿＿運輸支局　整備担当部門　あて

迷惑黒煙の通報連絡書

下記自動車について、著しく黒い黒煙を排出していたので通報します。

記

１ 確認日時	平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時頃
２ 確認場所	
３ 確認時の走行状況（該当するものに○印をし、その他の場合は具体的に記載してください）	①発進時、②加速時、③登坂時、④一般走行時、⑤アイドリング時 （③、④の場合、その走行スピード約　　ｋｍ／ｈ）
４ 登録番号	
５ ナンバーの色	① 緑ナンバー 、 ②白ナンバー （該当するものに○印をしてください。）

６ 車両の特徴（該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください）

□	乗用車（セダン、ワゴン等）	□	幌付きトラック
□	バス	□	コンクリートミキサー車
□	トラック	□	クレーン付きトラック
□	バン（荷箱付きトラック）	□	トラクタ（けん引車）
□	ダンプ	□	塵芥車（ゴミ収集車）
□	ミニバン貨物車（ライトバン・ワンボックスバン等）	□	その他：＿＿＿＿＿＿

７ その他

車体に表示してある会社名等

ダンプ番号

その他表示等

８ 通報者氏名	
９ 通報者住所	
１０ 通報者電話番号	
１１ メールアドレス	（メールでの通報の場合）

注意１： 基本的に、上記通報内容の１～１１（７を除く）すべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は通報できません。
なお、車両が特定できない場合等は、通報者の方へご連絡し車両の特徴等を確認させていただく場合もございます。（お預かりしました個人情報は本目的以外に使用しません。）

注意２： 通報先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします（迷惑黒煙通報連絡先一覧表を参考にしてください）。

【迷惑黒煙通報連絡先一覧表】

※ 迷惑黒煙を発見した場合の通報先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします。

運　輸　局	運輸支局等担当		通報制度 ＦＡＸ送信先	迷惑黒煙相談窓口 （不正改造車・黒煙110番）電話番号
北海道運輸局	札幌運輸支局	整備担当部門	011-712-2406	011-731-7168
	函館運輸支局	整備担当部門	0138-49-1042	0138-49-8864
	室蘭運輸支局	整備担当部門	0143-44-4019	0143-44-3013
	帯広運輸支局	整備担当部門	0155-36-2669	0155-33-3282
	釧路運輸支局	整備担当部門	0154-51-6523	0154-51-2523
	北見運輸支局	整備担当部門	0157-61-8248	0157-24-7633
	旭川運輸支局	整備担当部門	0166-51-5273	0166-51-5363
東北運輸局	宮城運輸支局	整備担当部門	022-231-5377	022-235-2513
	福島運輸支局	整備担当部門	024-545-1561	024-546-0342
	岩手運輸支局	整備担当部門	019-638-5488	019-637-2912
	青森運輸支局	整備担当部門	017-739-1505	017-739-1506
	山形運輸支局	整備担当部門	023-686-5012	023-686-4714
	秋田運輸支局	整備担当部門	018-864-0250	018-863-5814
関東運輸局	東京運輸支局	整備担当部門	03-3458-3751	03-3468-9783
	神奈川運輸支局	整備担当部門	045-932-3228	045-939-6803
	埼玉運輸支局	整備担当部門	048-624-1028	048-624-1835（ダイヤルイン2）
	群馬運輸支局	整備担当部門	027-261-0032	027-263-4422
	千葉運輸支局	整備担当部門	043-244-0760	043-242-7338
	茨城運輸支局	整備担当部門	029-247-7882	029-247-5249
	栃木運輸支局	整備担当部門	028-658-6123	028-658-7013
	山梨運輸支局	整備担当部門	055-263-1418	055-261-0882
北陸信越運輸局	新潟運輸支局	整備担当部門	025-285-0473	025-285-3125
	長野運輸支局	整備担当部門	026-259-4508	026-243-5525
	富山運輸支局	整備担当部門	076-423-5509	076-423-0892
	石川運輸支局	整備担当部門	076-292-0129	076-291-7852
中部運輸局	愛知運輸支局	整備担当部門	052-351-5318	052-351-5314
	三重運輸支局	整備担当部門	059-238-1302	059-234-8412
	静岡運輸支局	整備担当部門	054-262-4345	054-261-7622
	岐阜運輸支局	整備担当部門	058-270-1065	058-279-3715
	福井運輸支局	整備担当部門	0776-34-2221	0776-34-1603
近畿運輸局	大阪運輸支局	整備担当部門	072-822-3450	072-822-4374
	京都運輸支局	整備担当部門	075-681-1850	075-681-9764
	奈良運輸支局	整備担当部門	0743-23-0023	0743-59-2153
	滋賀運輸支局	整備担当部門	077-584-2079	077-585-7252
	和歌山運輸支局	整備担当部門	073-435-2099	073-422-2153
神戸運輸監理部	兵庫陸運部	整備担当部門	078-431-8761	078-453-1103
中国運輸局	広島運輸支局	整備担当部門	082-233-7752	082-233-9169
	鳥取運輸支局	整備担当部門	0857-22-4115	0857-22-4110
	島根運輸支局	整備担当部門	0852-37-1340	0852-37-2138
	岡山運輸支局	整備担当部門	086-271-2683	086-273-2114
	山口運輸支局	整備担当部門	083-928-9601	083-922-5398
四国運輸局	香川運輸支局	整備担当部門	087-882-4041	087-882-1355
	徳島運輸支局	整備担当部門	088-641-4820	088-641-4813
	愛媛運輸支局	整備担当部門	089-969-0556	089-956-1561
	高知運輸支局	整備担当部門	088-866-7315	088-866-7313
九州運輸局	福岡運輸支局	整備担当部門	092-673-1197	092-673-1196
	大分運輸支局	整備担当部門	097-558-2076	097-558-2577
	長崎運輸支局	整備担当部門	095-839-4804	095-839-4749
	佐賀運輸支局	整備担当部門	0952-30-7287	0952-30-7274
	熊本運輸支局	整備担当部門	096-369-3301	096-369-3130
	宮崎運輸支局	整備担当部門	0985-51-3826	0985-51-3958
	鹿児島運輸支局	整備担当部門	099-261-9251	099-261-9194
沖縄総合事務局	陸運事務所	整備担当部門	098-876-7233	098-875-0300

別紙８

整理番号	

不 正 改 造 防 止 自 主 点 検 票

点検の実施日	平成　年　月　日	点検の実施者	職責	
			氏名	
事業者名				
事業場名				

点検事項	点検内容		チェック欄 適	チェック欄 要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有（　台）
		従業員車両	無	有（　台）
		販売車両	無	有（　台）
		その他	無	有（　台）
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。